

伊奈町森林整備計画

平成30年 3月

計画期間

自 平成30年 4月 1日

至 平成40年 3月31日

埼玉県

伊奈町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	2
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3 その他必要な事項	4
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5 その他必要な事項	7
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2 保育の種類別の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
3 その他必要な事項	12
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	13

2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15
第8	その他必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
Ⅲ	森林の保護に関する事項	17
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他必要な事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	18
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	18
3	林野火災の予防の方法	18
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5	その他必要な事項	18

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 19
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の
法に関する事項 19
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 19
- 4 その他必要な事項 19

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 20
- 2 生活環境の整備に関する事項 20
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 20
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 20
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 20
- 6 その他必要な事項 20

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

伊奈町は埼玉県南東部に位置し、総面積は1,479haで、東は蓮田市、西は上尾市、北は桶川市に接している。

このうち、民有林は63ha（うち、計画対象民有林55ha）で、アカマツ林、クヌギ・コナラ林等を中心とした広葉樹二次林で形成された大規模な平地林や社寺林をはじめ、小面積の屋敷林が散在し、町全体に潤いを与えている。

これら都市部に残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健休養等の公益的機能を高める視点を軸に、整備を進めるものとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗力が高い、快適環境形成機能維持推進森林を地域の目指すべき基本森林資源とする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

そのために、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適環境形成機能維持増進森林については、伊奈氏屋敷跡周辺及び小貝戸貝塚周辺等の樹林地など、町の歴史的成り立ちや農業との関わりなど、史跡や文化財保護の観点から、さらに景観の維持向上を図るものとする。

また、町の西部地区に存在する大規模な平地林については、町民の憩いの場として、住民参加が期待できる森林の整備を推進する。

なお、森林整備に当たっての留意事項として、周辺地域の自然環境の保全、景観の維持等に適切な配慮を行うものとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意すると共に、伐採後は、必要に応じて造林を行うこととする。また森林の大部分が広葉樹二次林であるため、

目的樹種の成長を阻害する場合など、必要に応じて整理伐を行うものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針
(該当なし)

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					
	マツ	その他針葉樹	クヌギ	スギ	ヒノキ	その他広葉樹
全域	35年	50年	10年	35年	40年	15年

注) この標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については更新を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

・皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね5ヘクタールごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

・択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、立木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人口造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。なお、立木の伐採に当たっては以下のア～オに留意することとする。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

- エ 伐採後の適格な更新を確保するために、予め適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項
(該当なし)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ等	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
広葉樹	—	4,000本~5,000本	

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の担当課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	区域内の立木、かん木、笹、雑草類は地際から伐倒し、又は刈り払うこと。
植付けの方法	植付けにあたっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	2月~6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を目安とする。

択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、ミズナラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ等	10,000本/ha

天然更新すべき本数

樹種	
クヌギ、ケヤキ、コナラ、カエデ等	3,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新（芽かき）	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の維持及び早期回復を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とし、更新すべき期間を定める。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(該当なし)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の
基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項
(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐期齢以上にあつては15年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業方法 標準伐期

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)		標準的な方法
			初回	2回目	
スギ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	間伐率は本数率概ね20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	中仕立て	概ね 2,500	25	—	
	密仕立て	概ね 3,200	18	25	
ヒノキ	疎仕立て	概ね 1,500	—	—	間伐率は本数率概ね20～35%とする。 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
	中仕立て	概ね 2,500	30	—	
	密仕立て	概ね 3,200	20	30	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法
		初回	2回目	
下刈	スギ	1~4	—	原則坪刈又は筋刈とする。作業は毎年行う。
	ヒノキ	1~5	—	
つる切	スギ	6	12	つるの繁茂状況により必要に応じて行う。
	ヒノキ	6	12	
除伐	スギ	11	15	不要木及び不良木の除去を必要に応じて行う。
	ヒノキ	11	17	
枝打	スギ	11	15	投資効率を考慮して実施する。
	ヒノキ	11	17	

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数	標準的な方法	備考
下刈	広葉樹	適宜	必要に応じて行うものとする。	
除伐	〃	〃	下層植物の育成に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて行う。	

3 その他必要な事項 (該当なし)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 森林施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林、生活環境保全機能が高い森林である。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林について定める。

イ 森林施業の方法

アの森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

また、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進する森林と定め、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 森林施業の方法

(該当なし)

【別表1】

区分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伊奈町全域	55ha
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域 (大字・林班)	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし		
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	小針新宿1林班、羽貫1林班、大針2林班、小室2林班、小室3林班	55ha
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

(該当なし)

(2) その他

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
(該当なし)

- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策
(該当なし)

- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
(該当なし)

- 4 その他必要な事項
(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
森林施業の共同化を促進する。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
(該当なし)
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、以下の事項に留意すること。
 - ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと
 - イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと
 - ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと
- 4 その他必要な事項
(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
(該当なし)

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
(該当なし)

- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - ア 基幹路網の作設に係る留意点
(該当なし)

 - イ 基幹路網の整備計画
(該当なし)

 - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
(該当なし)

 - (2) 細部路網の整備に関する事項
 - ア 細部路網の作設に係る留意点
(該当なし)

 - イ 細部路網の維持管理に関する事項
(該当なし)

- 4 その他必要な事項
(該当なし)

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
(該当なし)

- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
(該当なし)

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
(該当なし)

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

(設定なし)

(2) 鳥獣害の防止の方法

(該当なし)

2 その他必要な事項

(なし)

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ病についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図る。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林所有者等の連携体制づくりを図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

イノシシによる森林・農地及び生活被害を防ぐため、隠れ場となる森林の笹や竹を整理し、見通しの良い森林にするよう努める。

3 林野火災の予防の方法

山林火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配置及び作業道の充実により防火管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

（該当なし）

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

（該当なし）

(2) その他

（該当なし）

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

(該当なし)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

(該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

(該当なし)

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(該当なし)

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(該当なし)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(該当なし)

6 その他必要な事項

(該当なし)